

石川県における近代学校体育の定着過程に関する研究（その1）：
体操伝習生派遣と新設体操法の受容を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大久保, 英哲 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/20439

石川県における近代学校体育の定着過程に関する研究（その1）

——体操伝習所への伝習生派遣と新設体操法の受容を中心に——

大久保 英 哲

A Historical Study on the Adoption of School Physical Education of Ishikawa Prefecture in Meiji Era (Part 1)

Hideaki OKUBO

緒 言

1 先行研究の検討

明治前半期の石川県における近代学校体育の定着過程¹⁾に関する先行研究には、代表的なものに、北野²⁾、木村・寺畑³⁾、守田⁴⁾の研究があり、この他石川県教育史⁵⁾、金沢市教育史⁶⁾等の官庁刊行物類、あるいは石川県師範教育史⁷⁾、金沢大学教育学部附属小学校百年史等の学校史が見られる。

この中で、北野¹⁾、寺畑・木村²⁾の研究は、明治4年に金沢医学館教師として着任したオランダ人軍医ペイ・ア・スロイス（明治7年任期満了で帰国）が、「gymnastics」を紹介し、「筋節運動所」の必要性を説いたこと、さらにスロイスの後任として明治8年に着任した、オランダ人医師アドリアン・ハルトルマン（明治12年新潟医学校へ転任）が臨時講義あるいは課外に「体操科」を設けると共に、「ハルテルス」（鉄啞鈴とされる）を用いた手具体操を指導し、この啞鈴を鋳物屋に発注したことが紹介されている。

幕末から明治初期にわが国に紹介された洋式体操は、次のような2つの系譜として考えることができる。1つは幕末騒乱に始まる各藩の軍制改革に伴う軍事的必要性から採用された仏式、あるいは英国式の軍隊体操の系譜（静岡藩沼津兵学校、及び同付属学校の体操もこれに連なる⁸⁾）であり、もう1つは医学・保健養生的な観点から大学「南校」⁹⁾に紹介されていたドイツ医学系統の学校体操の系譜である。

先に述べた金沢医学館のオランダ人医師による洋式体操の紹介は、医学的・教育的観点からの学校体操という点では大学「南校」と同一の系譜と見ることができ、大学「南校」がドイツ人医師シュレーバーの徒手体操を主としたものであるのに対し、金沢医学館のそれはオランダ人医師の手によること、手具として鉄啞鈴を用いていること等の差異が見られ、全く同一の系譜ではない。その点でわが国近代体育の導入史上、きわめて興味ある事実を提供している。

ただ、それが石川県内の体育や医学教育に、ひいてはわが国のそれらにどのような影響を及ぼしたのかという問題になると、残念ながらその影響をあまり過大に捉えることには問題がある。現在のところ、当時の石川県内諸学校の体育に影響を及ぼした形跡を発見することはできない。これは一つには医学館という特殊専門学校における専門技術という受け止め方がされたために、他の諸学校に波及しなかったということが考えられる。また、明治5年の学制で「体育」が規定されたものの、当初は文部省自体がその内容に全く未知であり、その内容が具体的に示されたのは、明治5年6月の「樹中体操法図」、明治6年の「東京師範学校版体操図」、明治8年の「体操書」によってであった。ちょうどスロイスやハルトルマンが金沢医学館にいた頃なのである。地方の各府県はこの当時、学校の設立維持、就学率の向上に懸命で、個々の教科内容なかんずく新しい教科である体操¹⁰⁾の内容にまでは立ち入る余裕が無かったと思われる

が、仮に石川県が体操の内容に目を向けたとしても、文部省の指示するものに向けられたであろうと思われ、「金沢医学館」式によって普及をはかるという可能性は薄かったと見られる。

守田³⁾の研究は明治期石川県の小学校を中心とした一連の体育史研究であるが、定着期については制度史を中心に扱っている。それによれば、石川県は明治5年の「学制」、明治7年の「石川県小学教則」改正、明治8年の「石川県小学教則」再改正、明治11年「石川県小学校準則」、明治12年の「小学科準則条令」、明治13年の「小学模範教則」等を次々と制定しているが、それらの中に示された体操に関する規定は、文部省で示した内容がほぼそのまま機械的に引用されて示されている。文部省規定そのものが「事実上空文規定¹¹⁾」であったといわれ、石川県における体操の制度的規定も実態的实施を意味するものではない。

次に、金沢市教育史稿⁵⁾ (131頁)は「13年4月石川県師範学校は其練習部に於て実施する小学校模範教則を制定するや体操科を置き、諸種の嬉戯及び運動を為さしむと規定せり、然れども尚一般の小学校には之を課せざりし…」と記し、実施を前提とした体操規定の最初は明治13年の石川師範学校付属小学校模範教則にあることを述べている。しかし、これが実際に行なわれたのかどうかは判然としない。

さて、それでは石川県において体操はいつ頃から実施されてきたのであろうか。実態的に体操が行なわれたという最初の公的な記録について、守田³⁾ (91頁)は「明治11年10月3日、本県に天皇御幸の際、金沢区内小学校18校の上等科優等生が体操を演じて天覧に供している」と述べている。金沢大学教育学部付属小学校百年史⁷⁾ (25頁)も同様の事実を指摘している。石川県における小学校段階での体操実施の嚆矢とされるべきものであるが、その内容は十分明らかにはされていない。

一般的に実施されるようになった時期について守田は明確な年代特定を避けているが、「明治

16年石川師範学校では金沢市役所に小学校教員を集めて、体操術など他教科も含めての授業法講習会を実施」したことを記し、さらに「東京師範学校で教育心理学および体操を専攻していた石川師範付属小学校の原政矩が、同16年帰校して、教生の指導に当たり、また都市に出張して講習会を催し、2年間にわたって県下小学校全部に新しい体操法の指導と心性開発の新教授法を普及させている」(94頁)と述べていることから、およそ明治16年頃から18年頃にかけて石川県の近代体育が普及したものと立場をとっていることがわかる。これに対して、金沢市教育史稿⁵⁾ (131-32頁)は「15年1月金沢師範学校の教員を東京に派遣して体操を伝習せしめ、本年及び翌16年に互りて、小学校は多く之を採用せり」と述べて、石川県の近代学校体育の普及は明治15年に帰校した教官によって同年即ち明治15年から16年にかけてなされたという説をとっている。

また、東京へ派遣された教官と帰校年についても守田と金沢市教育史稿は、「原政矩(明治16年帰校)」と「15年帰校」の2説で対立する。

これに関して、石川県師範教育史⁶⁾ (63頁)は「明治15年1月、師範学校の体操教員1名が上京し、東京師範学校で新しい体操の講習を受けていたが、7月に帰校して、新式体操を同校に実施した。これから従来の体操の仕方は全く一変した。」と石川師範学校から体操教員が上京したのは、明治15年1月から7月迄であると述べて、あたかも金沢市教育史稿側の記述を支持するかのようであるが、他方で次のようにも述べている。「本県では金沢師範より土師双(ママ、以下同じ：筆者)他郎、富山師範(本県所轄)より堀敷矩、輪島師範より原政矩の3名を派遣することとし、明治15年8月より現職のまま1か年間、東京師範学校の学生とし、専ら教育心理学を学習せしめ、傍ら体操を兼習して帰校したのは16年7月であった。その間富山県は石川県より分離し、輪島師範は金沢師範に合併されたので、土師双他郎は主として金沢師範の生徒

の教授に当たり、原政矩は付属小学校教生の訓練に当たるとは、便宜かわるがわる郡部に出張して教員の講習に従事し、凡そ2か年の間に県内各小学校殆んど全部に心性開発の新教授術と体操とを普及せしめた。」⁶⁾(63-64頁)

すなわち、これによると石川師範学校からは2回にわたって東京へ教員が派遣されていたこと、その人数は第1回(明治15年1月から7月の6カ月間)が1名であり、第2回(明治15年8月から16年7月の1年間)が3名(但し富山県分離により石川県に帰県したのは2名)であったこと、さらにその中で石川県内に体操を普及させた直接的担当者は第2回派遣の土師雙他郎と原政矩の2名であって、その時期は明治16-18年ということになる。この記述は体操伝習のために東京へ教員を派遣した年代については金沢市教育史稿説に近く、石川県内の体操普及の年代については守田説に近い。ところが、ここに石川県内の体操普及を明治17年とする第3の説も見られる。即ち明治17年石川県年報「体操科ハ山間僻陬ノ外ハ大概実施スル」との報告である。

さて、東京への派遣人物とその経緯を比較的詳しく示している石川県師範教育史も第1回派遣の人物は特定していない。その活動についても師範学校内の体操指導の他に何ら記するところがない。また金沢市教育史稿¹³⁾(132頁)には、「(明治17年：筆者注)十月石川県は井口久敏に命じて、小学校教員に体操術を伝習せしむ」との記述が見られるが、この人物については他の先行研究は全く触れていない。彼はいかなる人物なのであろうか。

2 問題の所在と本研究の課題

このように見ると、石川県における近代学校の定着過程にはまだまだ未解明の部分が多く、その実施された年代についても諸説があって、確定されていないことがわかる。そこで先ず本稿は、従来石川県における体操実施の嚆矢とされる、明治11年のいわゆる天覧体操の実施状況

に検討を加える。第2に、東京へ派遣されたとされる人物の氏名、派遣期日や派遣先、学習内容、帰校後の体育活動の概要を明らかにすることによって、石川県近代学校体育の定着に果たした彼らの役割を検討したい。

3 史料について

主な史料は次の通りである。石川県側からの関係史料としては、明治17-24年にわたって石川県学務課より発刊された「石川県学事報告」、¹⁰⁾「石川県公報」、文部省年報に収載されている「石川県年報」等を用いた。文部省側からの関係史料としては「体操伝習所年報」、¹¹⁾「東京師範学校年報」等を用いた。

本論

1 近代学校体育の萌芽

(1) 学制以後の全国的な状況

先ず最初に、この当時の体操をめぐる全国的な状況について見ておこう。

倉沢剛は「(明治)6年から8年までは、もっぱら小学校の設立とか就学の奨励につとめ、その小学校でどんな教育が行なわれ、児童もはたして進歩しているとか、それまで注意する余裕がなかったが、9年から10年にかけて小学校の設立が一段落すると、今度は授業の得失や生徒の進否への注意を、教則や教科書や授業の方法を問題とし、…昔の寺小屋の方がよほどましではないか、というような批判が行なわれた。…一般の小学校は、もっぱら知育をめざしついで徳育をいくら行ない、体育はすてて顧みないという状況であった。そのため学制後期に入ると、…いよいよ内容や方法に注意がむけられると知育・徳育の調和的な進歩という立場から、にわかには体育の問題が取り上げられ、10年から11年にわたる文部高官の地方巡視報告でも、いっせいにこの点が強調された。」と体育が教育上の問題として顕在化してきたのは明治9年から10年以後であったと述べている。が、それ以前には全く放置されていたのかというところで

はない。

そもそもわが国の近代学校体育が規定されたのは明治5年の学制に示された「体術」がその最初であった。（これは翌年「体操」という教科名称に変更される。以後、戦後の「体育」への教科名称変更まで長く「体操」が用いられてきたことは周知のことである。以下本稿でもこれに従い、教科名称としては「体操」を用いる。）

明治6年の改正教則で初めてその内容が示され、「毎級ニ体操ヲ置ク体操ハ一日一、二時間ヲ以テ足レリトス榭中体操法図、東京師範学校体操図ナドノ書ニヨリテナスベシ」と規定された。むろん、「一日一、二時間」などという規定は現実離れしたものであり、実際は業間に5・6分程度、1日3回行なわれるものであったことは、明治6年の東京師範学校附属小学校教則に示される通りであった。東京師範学校体操図は、茨城県3万7千部、岐阜県7千部、京都、愛知、敦賀市等で3千部翻刻されている。明治7年段階で大阪師範学校附属小学校のように、学監マレーが激賞する程の体操を実施した学校もあったのであるが、それは例外に属する一部の学校でしかなかった。¹⁴⁾

体操参考書は明治8年には「体操書ニ拠ル」とされた。それまで図解でしかなかった体操参考書が、初めて体系化され、発達段階区分、教材の分類、体操器械・器具の制作法、実施方法解説まで伴った4分冊の書物として出版されたのであり、この書物自体の価値は高く評価されるが、しかし全国の諸学校に体操を普及させるような力にはなり得なかった。そもそもがわが国とは全く異なった土壌から生まれた洋式の体操に対する基本的な理解が不足していたからであった。

前述した守田³⁾によれば、石川県は明治5年の「学制」、明治7年の「石川県小学教則」改正、明治8年の「石川県小学教則」再改正、明治11年「石川県小学校準則」、明治12年の「小学科準則条令」、明治13年の「小学模範教則」等を次々と制定しているが、それらの中に示された体操

に関する規定は、文部省で示した内容がほぼそのまま機械的に引用されたものであった。また、敦賀市などで行なわれた体操図等の体操書の翻刻もなされた形跡はない。先に述べた金沢医学館を除いて、明治11年まで体操が実施された記録は見いだされていない。

(2) 石川県における「天覧体操」の実施（明治11年10月3日）

こうした中で、石川県の公的な場における体操実施が最も早く確認できるのは、明治11年10月3日のいわゆる「天覧体操」である。

明治11年8月30日に北陸東海巡幸のため東京を発った明治天皇一行は、高崎、新発田、新潟、富山、石動を経て、第35日目の明治11年10月2日午後3時半金沢に到着した。¹⁵⁾ 石川師範学校（石川県第一師範学校）へ視察に訪れたのは、翌10月3日であった。「開化新聞」¹⁶⁾は「教場を御巡覧講堂に於て生徒の講習、問答を宸覧に供す畢て女子師範学校へ臨御生徒の講義あり便殿へ着御このとき庭前に於て生徒の体操を演ず」と伝える。この模様を「明治11年御巡幸石川県公報」¹⁷⁾によって、さらに詳しく見ていこう。この公報は、第一師範学校（金沢）、第二師範学校（富山）、第三師範学校（福井）の天皇あるいはその代行者の学事視察の際の、各学校からの報告書である。本史料は石川県の体育史はもとより一般教育史にとっても、史料の少ない明治11年当時の石川師範学校、富山師範学校、福井師範学校を知る貴重な史料であり、直接体操に関係しないことならについてもやや詳しく触れておきたい。

10月3日午前8時50分

天皇は師範学校に到着した。門前に整列して迎えたのは高村県令、第五課員の外、学区取締、師範学校校長、及び教師に率いられた女子師範学校生徒、附属小学校生徒、育英小学校生徒たちであった。県令と師範学校校長が先導し、2階会堂から教場へ案内した。ここでなされた授

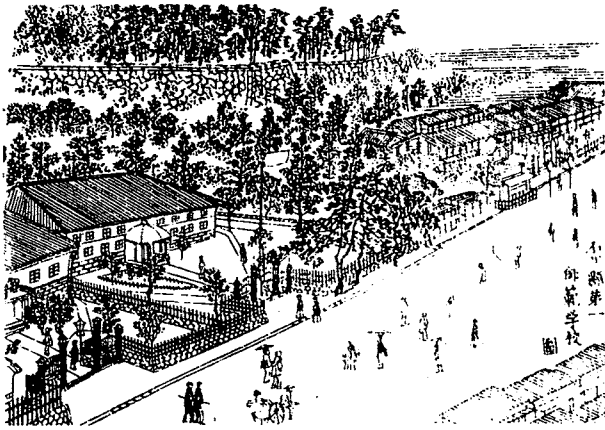


図1 明治10年2月竣工石川県第一師範学校外観
(石川県史 第4編 617頁より)

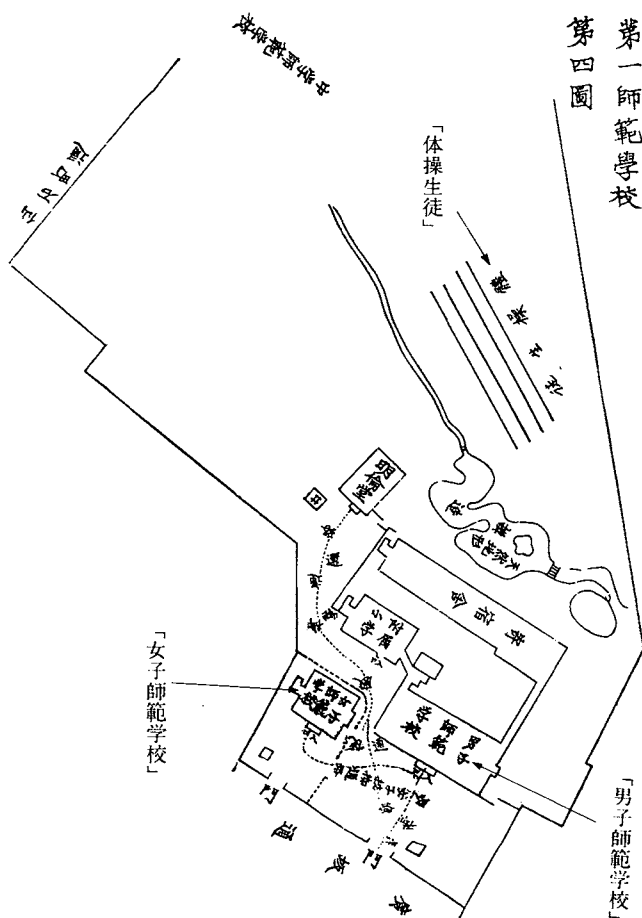


図2 石川県第一師範學校「天覧体操」(明治11年10月3日)
(右上の場所に「体操生徒」が見える)

業は「文章軌範・雑説上」であり、2名の生徒が第1講、第2講に指名されている。指導者は藤田維正教諭であった。

この授業後2階各教場を視察、会堂へ着席したところで、婉静小学校上等1級生と廉化小学校上等5級生が筆を取って書道を始めた。天皇は「此習字御直シナ」った。

続いて行なわれたのが男子小学校生徒による「講習会」とよばれた、甲乙2組に分れての「問答競争試験会」であった。指導者は明治8年に東京師範学校を卒業して派遣されていた石川師範学校二等訓導長尾含であった。回答した生徒は付属

小学校生徒と育英小学校生徒から選ばれた4名であった。ちなみに問題は「石炭坑の破裂する原因及び安全灯を設る所以」、「支那戦国の時六国を亡し帝位に即きたる人名及在位中の事業より長城の方位里呈に及ぶ」というものであった。

この後県令校長は1階教場を案内したあと、あらかじめ柵を壊して作ってあった通路を通して女子師範学校へ先導した。

2階教場で6等訓導原政矩の「家政要旨料理之経済」講義を参観した後、校内を一巡して、便殿明倫堂へ向った。この時、

「付属小学校上等生徒、及育英小学校生徒トモ併セテ三百余

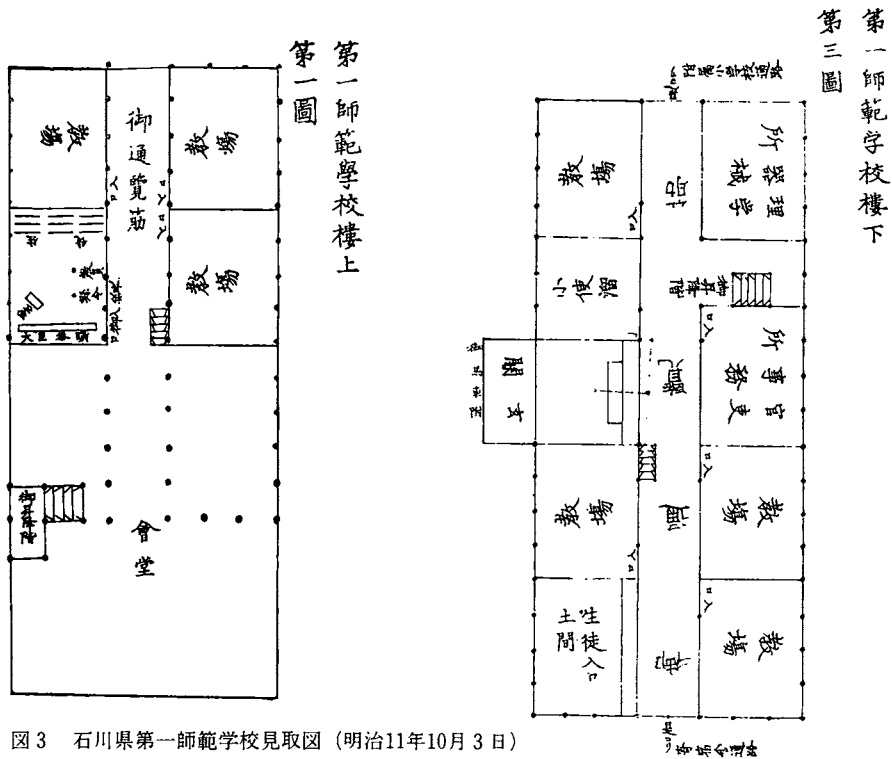


図3 石川県第一師範学校見取図（明治11年10月3日）

名便殿東北ノ空地ニ整列シ（第四図ノ如シ）
 臨御ニ際シ一同敬礼直ニ体操技芸ヲ行フ」
 とあるのが、「天覧体操」といわれるものである。記述としては、きわめて簡単なものであるが、明治11年段階で附属小学校、育英小学校の2校、合計3百余名の生徒が合同体操を実施したということが確認できるきわめて貴重な資料である。さらに、これまで明らかでなかった当時の師範学校の配置図や体操を実施した場所の存在も確認できる。（図1，2，3参照）

また、同報告によれば、天皇の直接視察はなかったが、9月30日には当時の石川県第二師範学校であった富山師範学校に、天皇の代理として大隈重信参議が訪れ、富山師範学校でも「附属小学校生徒及富山市内各小学校生徒ノ内百名四面ニ整列シ遊覧場（「第三図」朱筆書き入れ：筆者）へ臨マルルヲ視テ一同敬礼体操技芸ヲ観覽ニ供」している。

第三師範学校（福井師範学校）では体操は実施されていない。

参考までに述べるならば、北陸巡幸の前々年、明治9年に行なわれた東北巡幸の際にも、いわゆる天覧授業や天覧体操は、各地でしばしば行なわれていたことであった。¹⁸⁾ 例えば明治9年の東北巡行では、福島県や宮城県、岩手県や青森県でも天覧体操が行なわれている。岩手県を例にとれば、盛岡市内8校から選抜された男子生徒401人による合同の徒手体操が明治9年7月7日に実施されている。指導者は東京師範学校を卒業した岩手師範学校教員と、やはり東京師範学校卒業生が指導に当たっていた官立宮城師範学校卒業生が中心である。参考用書は「体操書」とみられる。

石川県師範学校にも、東京師範学校卒業生は上村要次郎、長尾含、内山行貫（明治8年卒業）、百束誠助（明治7年卒業）¹⁹⁾がおり、さらに官立愛知師範学校を明治9年に卒業した土師雙他郎²⁰⁾がいたため、指導者はとりあえずは確保されていたといえよう。また、この当時の体操法を示す最新の教本は「体操書」である。石川県師

範学校の天覧体操もこれに基づいた徒手体操が行なわれたと考えるのが妥当ではないかと思われる。そうだとすればこの天覧体操は、石川県においてそれまで殆ど研究されたこともなかった小学校の体操の内容を、ともかくも「体操書」のレベルで理解し、2校の生徒たちに指導できるまでに引き上げた可能性を持つ点で、後の近代学校体育展開への先導的役割を果たしたと見ることができる。しかしながらこの天覧体操は1回限りの行事という性格が強く、その後の石川県内の体操普及に直接結びつくような役割を果たしているとは評価できない。

2 体操伝習所の設立と各府県の体操実施

(1) 体操伝習所の設立

文部省はわが国とは全く異なった土壌から生まれた体操と唱歌という2つの教科の実施を促進するために、2つの直轄の学校を特別に作らざるを得なかった。体操伝習所と音楽取調所である。体操伝習所は、明治11年、わが国に適した体操法の選定と体操指導者養成という2つの目的で、東京に設立され、米国人リーランドを招聘して指導を開始していた。明治14年7月には21名の第1回卒業生が各府県に派出され、主に師範学校や中等学校に採用されて、活発な体育活動を展開し、全国に近代体育を普及させつつあったのである。その内容は軽体操を中心にした体操であったが、その外にベースボールやフットボール等のスポーツも課外活動として加えられることが多かった。また明治15年には体操伝習所から「新撰体操書」²¹⁾「新制体操法」の2種の体操指導書も刊行され、文部省が意図していた体操の普及は急速に進みつつあった。

(2) 石川県における中等学校の不振

石川県は、金沢藩当時から即ち学制公布以前から独自の小学校設立計画を持ち、学制公布当時から高い就学率と学校設置数を示すなど、²²⁾小学校教育には熱心な県として知られていた。だが、中等学校教育にはそれほどでもなかったことは、明治15年9月に新潟、石川両県を学事巡

視した文部省少輔九鬼隆一の報告書にも表れている。²³⁾ 先ず九鬼は「新潟県ハ大概中等以上ノ教育ニ熱心シ初等教育ニ緩ナルノ憂ヲ免レス」と、新潟県が中等県立学校教育に力を入れるが、小学校にはそうでもないことを指摘した後、石川県については「石川県ニ至リテハ新潟県ト全ク反対ノ景況ヲ呈シタリ乃チ初等ノ教育ハ大ニ見ルヘキモノアリ殊ニ女子ノ教育ノ如キハ他ニ優レリ然レトモ金沢医学校ヲ除クノ外高等教育ノ見ルヘキモノアルコトナク……」と述べる。評価の根拠が何かが示されていないものの、石川県の小学校教育は高く評価されており、それに反して、金沢医学校を除く中等学校は見るべきものがないと評価されたのであった。近代学校体育を促進するうえで、最も大きな役割が期待される石川県立師範学校の評価が高くなかったこと、県立中学校がまだなかったことは注目しておいてよい。また、評価の高かった小学校であるが、「内容的にはおおいに見るべきものがあるようだが、施設設備面はあまり良くない。教育の実状も地域によってだいぶ差異が見られ、第1区の金沢は却って郊外の郡部に及ばない。大聖寺や富山の方がおおいに優っている。」との趣旨で述べられているのも、金沢市内における教育モデル校とこれを育成する役割を持った石川師範学校や付属小学校、中等学校教育の停滞を物語るものと見ることができよう。したがって九鬼は「新潟県ノ長ヲ以テ石川県ノ短ヲ補ヒ石川県ノ長ヲ以テ新潟県ノ短ヲ補ハシメハ又賣ムル所ナキニ至ルヘキ」と新潟・石川県の双方の長所を互いに取り入れるよう勧めたのであった。

(3) 石川県における指導者不在による体操科の不実施（明治16年の状況）

さて、明治16年の石川県内における体操実施状況について石川県年報は「教則中体操唱歌ノ両科ハ未タ実施スルヲ得サルハ之カ教員タルモノナキヲ以テ万巳ムヲ得サルニ出ルモノトス只体操ハ旧法ニ拠リ施行スル所アルモ僅々一部分

ニ過キス²⁴⁾と、体操科はこれを指導できる教員がないために未だ実施していないこと、旧法によって実施しているところもあるが、それも僅かであることを報告している。

さて、この旧法ということについて見ておかなければならない。前述のように明治11年に体操伝習所が設立されて、軽体操がその中心教材として選定され、14年からは卒業生が全国各地でそれを指導するようになっていた。「明治14、15年頃になると全国²⁵⁾のほとんどの師範学校で新設体操法が利用」される状態になっていたのである。こうした状況は石川県においても知られていたことと思われる。石川県には第1回体操伝習所卒業生が派遣されなかったために、それらの具体的内容や実施方法は当時まだ伝えられなかったのであるが、それらの内容が石川県当局にも「新しい体操法」として認識されていたのであり、それ以前の「体操図」「体操書」などによる、主に業間に行なわれる形式的徒手体操が「旧法」と認識されていたのではないかと考えられる。

3 石川県からの体操伝習所への伝習生派遣

さて、上にも述べたように石川県は、近代体育を学校へ導入するためには、先ず体操を指導できる教員の養成を行なう必要があると認識していた。そのためには先ず石川師範学校へ体操を指導できる教員を確保することであった。その方法は、文部省から各府県への文書通知に応じて、文部省へ²⁶⁾体操伝習所卒業生の石川県派遣を願いでることであったが、石川県がどのような申し出をしたかについては現在のところ不明である。仮に派遣を願いでても需要が多ければ、派出はされないのであるが、結果的に明治14年の第1期(21名)、15年の第2期(15名)の体操伝習所卒業生は石川県には派出されていない。

(1) 体操伝習所の伝習員募集開始と伝習内容

① 府県派遣による伝習員募集

明治14年9月5日体操伝習所は「本所ノ教員

ヲ更定²⁷⁾し、それまでの運営方法を変更して、給費生募集を中止して、「直轄学校学生生徒及府県ヨリ派遣スヘキ伝習員等ニ体操術ヲ授クル所」と改め、府県派遣による伝習員の募集を開始した。入学資格は「凡十八年以上三十五年以下」であり、「普通ノ学科ニ涉リ且略ホ生理学ノ初歩ニ通スル」など相当高い程度の基礎的知識を要求し、「体操術熱心ニシテ将来之カ教員タルニ望アル」者、すなわち既に師範教育を卒業し、その上で体操教員を志望する者の教育に当たることとなった。石川県にとっては、まさにうってつけの伝習員募集方法であった。従来の文部省派出方式では、石川県に確実に派出される保証はなかったし、まして石川県に通じている人物である保証は全くなかったのに対し、府県派遣方式では石川県側が主体性を以て体操教員を養成・確保する道が開けたからである。石川県のこれに対する期待はきわめて大きかったと考えられる。

② 伝習員の教育内容

伝習員の教育はそれまでの体操伝習所生徒と違って、「本科ハ師範学校其他ノ教員等ノ既ニ徳育知育ヲ受ケタル者ニ体操術ヲ伝習スルヲ以テ目的トスル」と、すでに師範学校その他の現職教員を対象とするために、一般教科や修身は省き、「体操術ヲ本科トシ体育論及生理学ヲ以テ副科」と定め、「修業期間ハ凡六ヶ月」「授業時間ハ本科ヲ一日二時間トシ副科ヲ一日一時間」とされた。²⁹⁾半年間の長期講習に近いものと見ることが出来る。

本科としての「体操術」は、軽運動・戸外運動・操槽術・重運動・歩兵操練の5種類に分かれ、その学習順序は「体操ハ主トシテ軽運動ニ基キ整頓法ヨリ始メ矯正術ヲ授ケ漸ク進ミテハ徒手、啞鈴、球竿、棍棒、木環豆囊ノ諸運動ニ及ホシ…人員ヲ限リテ時ニ端船操槽ノ技ヲ実地ニ演習セシム又歩兵操練ハ体操ノ一部トシテ之ヲ課シ先ツ基本体操ヨリ始メ漸ク生兵小隊ノ運動ニ及ホス又重運動及戸外運動ハ諸種ノ器械ニ³⁰⁾抛リ適宜ニ其一般ヲ授ク」とされていた。端船

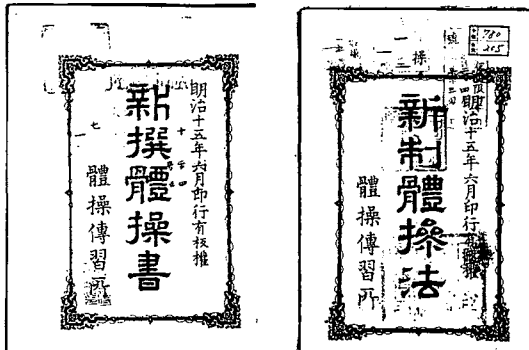


図4 石川師範学校蔵書印のある新制体操法、新撰体操書
(金沢大学所蔵)

(バッテリー)は、3月14日「府下石川島造船所に命じて端船(バッテリー)を製造せしめ操船槽演習の便に供³¹⁾」されるようになったものであった。さらに、戸外遊戯用具としては「ベースボール8組³²⁾」「蹴鞠3個」「循環球2組」等があった。さらに、3月20日にはわが国最初の近代的体操指導書といべき『新撰体操書』及び『新制体操法』の編纂が終わり、これによって「³³⁾」ようになっていたから、伝習員の教育内容は理論・実技ともよく整備されていたと見ることができる。(図4参照)

(2) 石川県師範学校教員・和田権五郎の体操伝習所への派遣(明治15年1月-7月)

明治14年文部省普通学務局長からの体操伝習所伝習員募集紹介をうけて、石川県師範学校から助教諭1名が上京したことは、「客年文部省普通学務局長ヨリ照会ノ趣ニ依リ本年一月体操術伝習ノタメ本校助教諭1名ヲ上京セシム7月ニ至リ卒業帰校セシ」とある通りである。但し、これには氏名が記されていない。しかし明治15年7月卒業の体操伝習所卒業生名簿³⁵⁾、石川県尋常師範学校第四年報³⁶⁾(明治23年)に記載されている体操担当教官を照らし合わせると、これは和田権五郎であると断定することができる。文部省報告第3号によれば、和田権五郎は明治11年2月に大阪師範学校を卒業しており、その後石川県師範学校に赴任したものとみられる。彼

は「6月29日本所在来ノ生徒及府県伝習員ノ期末試験ヲ始メ」た結果、28人が合格(第2回給費生15名、第1回伝習員13名)、7月8日に合わせて卒業式³⁷⁾を行なって、帰校したものである。

明治17年2月に石川県師範学校を卒業した浅野不加之の回顧談「在学中土師、原、和田の諸先生に新式の体操の指導を受けていた」(63頁)もこれを物語る。

① 和田権五郎の石川県師範学校における体操指導の開始

明治15年7月に帰校した和田権五郎は「先ツ本校ニ於テ之ヲ施行シ漸次各県立学校町村立小学校等ニ及ホシ体育ノ道ヲ開カント欲ス」³⁸⁾あるいは、「東京師範学校で(体操伝習所の間違い：筆者注)新しい体操の講習を受けていたが、7月に帰校して、新式体操を同校に実施した。これから従来の体操の仕方は全く一変した⁶⁾」(63頁)とあるように、帰校直後から体操教育を開始したようである。それは石川県内に「体育の道を開く」ための、先導的試行と呼べるものである。明治17年入学の卒業生は「和田先生はいつも白地に縦の棒縞の袴を穿かれ、(数学の：筆者注)上山先生はいつも赤紫色の羽織を着けられたから、和田先生の白袴⁶⁾、上山先生の赤羽織と生徒間の二名物であった。」(71頁)と和田権五郎の服装を記している。当時の石川師範学校の概況は、「位置は広坂通り、今の県会議事堂の正門と第四高等学校の正門との間位に当たる一区域で右に男子校、左に女子と並び、其の中央梢々奥まった所に男児のみの付属小学校があった。校舎は何れも小規模で、如何にも質朴な一字形二階建の建築であった。最も三棟中男子校が比較的大なる方で、間口が二十間余り、奥行が僅か八間位のものであった。間取りは階下は正面に梢々広い玄関、右に隣って職員室、教室、生徒の下足場兼昇降口と並び中央に九尺の廊下を狭んで右に廊下とT字形に囲なしの体操場があった」(40頁)という記述と、図2、3を照合すると体操場として使われた場所は2階会堂(講堂)であり、大きさは10間(18m)×8間

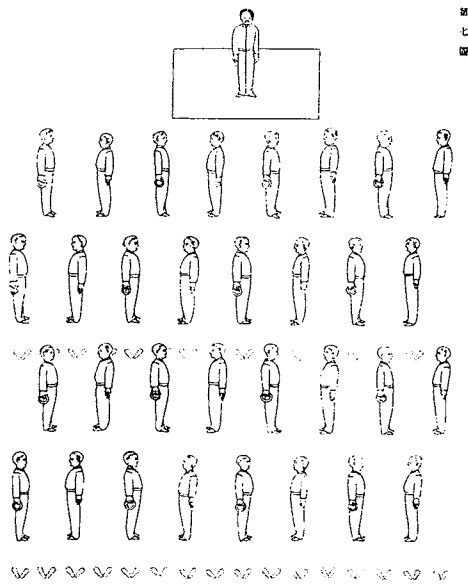


図5 新撰体操書中の付図（球環体操）

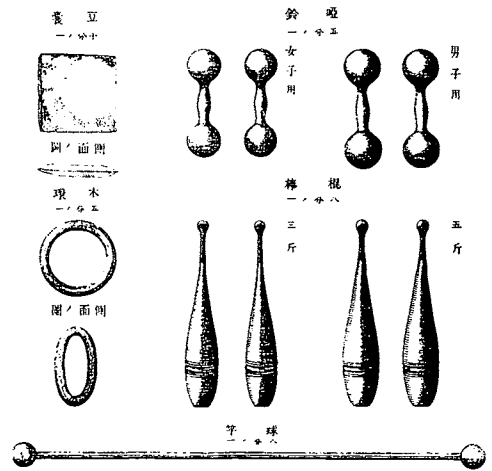


図6 体操器械（新撰体操書付図より）

(14.4m)ではなかったかと思われる。

明治15年の石川県師範学校の生徒総数は179名で9級に分かれている³⁹⁾。即ち1学級が20人程度であったと考えられる。(その内、予科即ち本科に進学するための予備教育段階の生徒が112名おり、それを除くと1学級は数名平均でしかない。)体操指導は、「整頓法ヨリ始メ矯正術ヲ授ケ漸ク進ミテ徒手、啞鈴、球竿、棍棒、木環豆囊ノ諸運動ニ及ホ⁴⁰⁾」すことになっていたから、移動運動がなく、また手具・器械を要しない、整頓法・矯正術・徒手体操といった最初の段階では、体操指導はすぐにも可能であったと思われる。

和田権五郎は、明治17年に再び上京して東京師範学校で「生理・歴史」の免許証を取得⁴¹⁾し、その後師範学校教員として普通体操のほか地理・歴史・博物を教え、「明治26年3月30日・助教諭・俸給20円・」⁴²⁾で退職している。

石川県内の体操普及には、明治18年『普通小学体操法』を金沢・益智館より著し、大きな功績を残しているが、このことについては稿を改めて詳述したい。

(3) 第2回派遣(師範学科取調員兼体操伝習員)

前述した明治17年2月の卒業生浅野不加之の回顧談に出てくる「土師、原」は、実は和田権五郎の次に体操伝習に派遣された人物である。もっとも彼らは体操伝習所へ専修生として派遣されたのではない。東京師範学校へ小学師範学科取調員として派遣される傍ら、体操伝習所で体操を兼修した伝習員である。

その経緯を見てみよう。東京師範学校で明治15年9月から本科下級生に約20人、翌16年2月から本科上級生においても同様の欠員が生じる見通しとなり、校長高嶺英夫から文部省宛に「各府県カラ小学校或ハ師範学校ノ教員タリシ人ニシテ教育上既ニ幾分ノ実地経験ヲ有スル教員ヲ募集シ、師範学科中ノ緊要ニシテ本体トモ称スヘキ諸学科スナハチ教育学学校管理法教授術及心理学等教育ノ理ト術トヲ講究」させる案が明治15年4月16日付で稟議され、明治15年6月7日付で文部省から各府県宛に募集照会通知がだされた。これに付された師範学科取調員派遣要領によれば、入学資格は師範学校小学校等の教員で幾分の経験を積んでいる者、定員は40名、

期間は明治15年9月から16年7月に至る1年間、入学試験はしないが履歴学業等に不十分と判断される場合は許可しない、原則的に寄宿舎に入ること、学資は1ヶ月6円、経費は各府県で負担すること、と定められている。この募集に応じた1府13県28人の中に、石川県からの「土師雙他郎」「堀敷矩」「原政矩」の3名がいたことは東京師範学校年報に記載の通りである。

この3名は「本県では金沢師範より土師雙他郎、富山師範（本県所轄）より堀敷矩、輪島師範より原政矩の3名を派遣することとし、明治15年8月より現職のまま1か年間、東京師範学校の学生とし、専ら教育心理学を学習せしめ、傍ら体操を兼習して帰校したのは16年7月であった。」という石川師範教育史⁶⁾（36頁）がその事情を説明する通りであるが、体操を兼習した機関は東京師範学校ではなく、体操伝習所であった。明治15年9月に東京師範学校に入学した彼ら3人は、同時に体操伝習所へも第2回府県派遣伝習員として入学したものであろう。ただし、体操伝習所の伝習員規則では伝習期間は1学期間である。「前学期は9月11日から2月6日」、「後学期は2月10日から7月10日」までであり、第2回伝習員⁴⁵⁾22名は7月10日に卒業証書が授与されていることから、体操伝習所での伝習は後学期に行なわれたものと考えられる。

また、石川県から派遣された3名が上京中の明治16年4月に、石川県から富山県が分離し、石川県所轄富山師範学校から体操伝習に派遣されていた堀敷矩は富山県に帰県することとなり、石川県には2名が帰ってきた。さらに明治16年11月には在学生の減少、校舎等の不備から、存続の可能性が少ないとされて、石川県は文部省に経伺の上、輪島師範学校を金沢師範学校に合併し、さらに金沢女子師範学校も併せて「石川県師範学校」と改めたから、結果的に石川師範学校には土師雙他郎と輪島師範学校から派遣されていた原政矩の2名が帰ることになったのである。石川師範学校体操教員は第1回派遣の和田権五郎とあわせて3人となったのである。

このことによって、石川師範学校の体操教育が本格的な実施段階に達したことは、明治16年には体操器械も漸次整備され⁴⁷⁾、17年には体操室1棟が新設⁴⁸⁾されていることから知る事ができよう。

さて、土師雙他郎と原政矩の簡単な経歴を見ておこう。

(a) 土師雙他郎

石川県学務課関係文書が入手できない現在、石川県立第一高等女学校校長を努めた土師雙他郎は、同校関係資料によって、石川県師範学校教員の中では例外的にその活動や経歴が明らかになる人物である。

土師雙他郎は嘉永6年10月25日に金沢市母衣町に生まれ、明治4年「金沢県文学訓蒙加」として教員の道を歩み始めた。明治9年2月に愛知師範学校を卒業し、半年余り浜松県・静岡県に派出されたあと、同9年10月11日付で石川師範学校三等訓導として着任している。明治16年2月10日に体操伝習所を卒業、同16日に東京師範学校で小学師範学科取調員として「小学全科ノ教員タルベキ者」の証を受けている。帰校後すぐに「石川師範学校校長心得」になり、明治32年10月に石川県金沢市高等女学校が設立されると共に初代校長となり、以後大正7年に退職するまで、20年に及ぶ女学校校長を努めた⁴⁸⁾。昭和13年10月2日に86歳で亡くなっている⁴⁹⁾。

体操教員としての活動は、余り多くはない。師範学校で部分的な体操指導を担当したことのほかは和田権五郎『普通小学体操法』（明治17年）や加藤廣吉『国民体操法』（明治29年）の校閲者として名前が見える程度である。それ以外は、管理職としての活動が中心である。だが、体操に素養のある土師雙他郎が管理職として石川師範学校校長代理を努めたり、石川県内を巡回指導したり、あるいは後の石川県立第一高等女学校の学校運営を司る上で、有形無形の体育奨励につながったことは否定できない。例えば、後の日本女子体育大学になる、二階堂体操塾を創設することになった二階堂トクヨを石川県に呼

び、そこで体操を担当させたのも土師雙他郎であった。土師雙他郎については、功罪含めて、いわゆる師範学科取調員と体操伝習員を兼習した人物の代表的な事例となるような活動をした人のように思える。が、これについては稿を改めて論じることにはしたい。

(b) 原政矩

原政矩は明治9年の石川師範学校下等小学師範科卒業生⁵⁰⁾である。先に述べたように明治11年の天皇巡幸の際には、師範学校六等訓導として「家政要旨料理之経済」を講じている。明治17年東京から帰校したあと、「付属小学校教生の訓練に当た」⁶⁾(64頁)った。体操伝習員としての経歴もさることながら、師範学科取調員としてペスタロッツ流の心性開発教授法を内容とする教育学を担当した原政矩は、議義中しきりにペスタロッツの名を言ったので生徒からペスタロッツのあだなを付けられた⁶⁾(64頁)という。また、後述するように、明治17年に創設された小学督業官となり、各地を巡回して教育法と共に体操⁵¹⁾も指導している。

③ 土師雙他郎、原政矩の帰校と体操指導体制の強化及び屋内体操場の新設（明治16年）

明治16年7月、師範学科取調員の傍ら体操伝習所で体操伝習を受けた土師雙他郎、原政矩の2名が東京から帰校した。明治16年の石川師範学校教員は25名⁵²⁾であり、その内の3名が体操指導の可能な教員となり、体操指導体制は一層強化されたことになる。「目下師範学校生ニ体操ヲ演習セシムル」と、明治16年石川県師範学校年報は順調な体操指導の様子を伝えている。さらに先に述べたように、明治17年体操室1棟が師範学校内に新築されている。構造規模等の解明については今後の課題である。

また、明治16年には啞鈴球竿等の体操器械も整備されたと見られ、彼らが教えた体操は「体操は隊列運動は兎も角、其の他の球竿、啞鈴体操の如きは鳴物入り、足拍子揃えて踊り廻る仕

末で、本気の沙汰とも思われぬ次第でありました。」⁶⁾(70頁)と、かなりの違和感を以て受け取られたようでもある。これは、わが国とは全く異なった土壌から生まれた文化である体操への率直な反応であり、⁵⁴⁾筆者が調べた岩手県などでも「発狂人の稽古」という、全く同様な表現で体操への違和感が示されていた。近代体育は、当時の人々からすれば「本気の沙汰とは思われぬ、発狂人の稽古」を自己の精神の中に「本気の沙汰」として組み込む、精神的な操作を不可欠としたのである。そしてその際の鍵となった概念は「健康」であり、後の兵式体操にあっては「忠君爱国」だったのである。

(2) 石川県専門学校、女子師範学校生徒への体操指導開始（明治17年）

明治17年4月、石川県専門学校は、新築された師範学校体操室を交互に使用して、専門学校生徒にも体操指導を開始した。専門学校の報告は、「体操科ハ本年四月ヨリ之ヲ実施セリ従来壯年生徒ハ読書究理ニノミ心神勞シ身体ノ健全ヲ意トセサルモノ往々然リ然ルニ該科ヲ実施スルヤ之ヲ喜フモノ多ク漸次活発壯健ノ風アルニ至レリ」と、体操が生徒たちに歓迎されていること、また活発な気風を生み出していることを伝えている。

また、同17年には規則を改正して初めて女子師範学校生徒にも体操指導を開始した⁵⁶⁾ことが伝えられている。

(4) 第3期派遣員（一般小学校教員の派遣）

さて、第2回派遣伝習員2名が帰校した明治16年中に、体操伝習所では第3回伝習員募集が行なわれ、17年6月に17名が卒業している。卒業生名簿によればこの17名中、半田熊吉、津川方房⁵⁷⁾、井口久敏、西村俊造の4名が「石川県派遣」である。この4名が石川県から派遣されるに至った経緯については不明である。

津川方房⁵⁰⁾は、明治8年の石川師範学校小学師範科卒業生である。明治18年2月20日に「文部

省ヨリ會テ県立学校長教員又ハ学務委員等ニシテ教育上殊ニ勤勞少ナカラサルヘ別記ノ通り賞品下賜ナリタリ」として、表彰されている66人中に「鳳至郡里小学校3等訓導津川方房」とあり、小学校教員であったことが分かる。⁵⁸⁾

また、井口久敏は、金沢市教育史稿（132頁）に「(明治17年、筆者住)十月石川県は井口久敏に命じて、小学校教員に体操術を伝習せしむ」とある人物である。やはり、明治9年の石川師範学校下等小学師範科卒業生であるが、詳細は不明である。⁵⁹⁾

西村俊造も明治10年の石川師範学校下等小学師範科卒業生である。⁶⁰⁾

4人とも石川県内の教育関係者と推測されるが、明治23年石川県小学校教員氏名一覧（明治23年12月末）には氏名が見えない。⁶¹⁾

(5) 第4回派遣員

明治17年12月体操伝習所から伝習生の募集通知が石川県学務課に入り、石川県学務課は各郡区に照会し、希望者を募った。それに応募したのが鹿島郡末坂小学校七等訓導上坂興三八である。在学中の学資は郡の留学費より支給されることになり、明治18年1月上京している。彼は第5回伝習員として明治18年7月卒業生27名中に氏名が見える。⁶²⁾

(6) 体操伝習所卒業生の府県別人数

明治17年体操伝習所第六年報は、明治17年6月までの卒業生79名の府県別統計を示している。体操伝習所卒業生の第1回・2回の給費生卒業生合計36名は、体操伝習所に5人、大阪府に4人、宮城・郡馬県に2人、京都府他12府県に1人ずつ(但し石川県にはいない。)、内務省・東京府に各1人、医学修業の者1人、辞職・未就職5人、病死2人である。(この人数を合計すると35名となり1名不足であるが、資料に従う。)

他方、府県別の伝習員派遣人数についてみると、石川県が7人と最も多く、山形・群馬・埼

玉・島根の4県が4人、東京・岡山・福島・高知・秋田の1府4県が各2人、和歌山他1府21県が1人ずつと、石川県がもっとも多くの伝習員を体操伝習所に派遣したことがわかる。石川県の7人とは「明治15年7月卒業1名(和田権五郎のこと)、16年7月卒業2名(土師雙他郎、原政矩のこと)、17年6月卒業4名(半田熊吉、津川方房、井口久敏、西村俊造の4名)であるから、これに18年7月卒業の上坂興三八を加えると8名になるのである。

まとめと今後の課題

石川県では明治11年の「天覧体操」の際に、付属小学校・育英小学校生徒300名あまりが体操を実施したのであるが、それは一過性の行事的性格を持つものであり、近代体育の直接的な萌芽とはならなかった。石川県内に体操が実施されるには、体操伝習所への教員派遣によって、近代体育の石川県への導入と教員の養成が先行しなければならなかった。それは、明治15年(第1回、和田権五郎)、から17年まで、4回、合計8名にわたって行なわれた。そのようにして石川県は全国でも最も多い体操伝習生を派遣し、人数的には全国でも最も強力な体操指導陣を抱えた県になった。

石川師範学校ではそうした3名の体操伝習生(和田権五郎、土師雙他郎、原政矩)によって、明治15年から近代体育としての「体操」が開始された。体操場が新設されたのは明治17年であり、それに伴って、石川県専門学校、女子師範学校等の中等学校にも実施されていった。

これらの3人の石川師範学校教員を含めた8人の石川県からの体操伝習所派遣伝習生は、石川県内各地域へ体操を普及させる上で大きな役割を果たしたのであるが、それがどのような方策のもとで実施されていったのかは、稿を改めて検討することにしたい。

なお、本研究を進めるにあたって、石川県庁総務課等に史料の所在確認・閲覧等に関してご協力をいただいたが、明治期の教育・体育史研

究を進めるうえで、当時の学務課関係文書は貴重な原資料となる。現在こうした明治期の学事関係県庁文書の所在は、岩手、秋田、宮城、群馬、長野、新潟、京都、滋賀、奈良県で確認されている⁶³⁾。藩政以来の文化的伝統を持ち、戦災にも遭わなかった石川県にはこうした明治期の学事関係文書も所蔵されているのではないかと期待されているが、未確認である。徹底した調査と、もし所蔵が確認されるならば、全国各地に設置されつつある「県立文書館」等を参考にした、体系的で恒久的保存と公開を期待したい。

註及び引用・参考文献

- 1) 北野与一、石川県における学校体育に関する史的研
究—明治初年の加賀藩（金沢藩）藩学校における筋
節運動を中心に—北陸体育学会紀要、第20号、1980
年
- 2) 木村昭光・寺畑喜朔、金沢医学館における体操教育
について—ホルトルマンによる手具体操の指導、北
陸医史、第8巻1号、1987年
- 3) 守田頭三、明治期の石川県における学校体育の発達
（第1報）、「学制」および「教育令」と小学校体育、
石川県農業短期大学研究報告、第4号、1975年。守
田は制度史あるいは運動会といった問題史を1988
年までに15報にわたって報告している。ここでは特
に注釈を加えないかぎり、標題論文を参考にしてい
る。
- 4) 石川県教育史編纂委員会、石川県教育史第1巻、石
川県教育委員会、昭和49年
- 5) 石川県教育支会金沢支会、金沢市教育史稿、大正4
年、日本教育史文献集成、第1部地方教育史の部10、
昭和57年復刻、第一書房
- 6) 金沢大学教育学部明倫同窓会、石川県師範教育史、
金沢山越商店印刷、昭和28年
- 7) 金沢大学教育学部附属小学校百年史編纂委員会、金
沢大学附属小学校百年史、昭和49年
- 8) 成田十次郎（編）、スポーツと教育の歴史、不味堂、
56頁、1988年
- 9) 例えば、大学南校版、「榊中体操法図」はドイツ人医
師シュレーバーの「医療的室内体操」に基づいたも
のである。
- 10) 倉沢剛、小学校の歴史Ⅰ—学期制小学校政策の発足
過程—、ジャパン・ライブラリ・ビューロー、昭和
38年
- 11) 木下秀明、近代日本体育史研究序説、不味堂、33頁、
1971年
- 12) 石川県学務沿革略記、35頁。（編集者は石川県学務課、
編集年は明治20年と推定される）によれば、「是月
（明治15年1月：筆者註）金沢師範学校教員ヲ東京
へ派遣シ体操ヲ伝習セシム」とある。
- 13) 石川県年報、文部省第十二年報付録（明治17年分）、
288丁
- 14) 岸野雄三・竹之下休蔵、近代日本学校体育史、東洋
館出版、5—7頁、昭和34年
- 15) 陸軍省、明治天皇御伝記史料、明治軍事史（上）、371
頁、原書房、昭和52年（第2刷）
- 16) 開化新聞、明治11年10月4日、第524号
- 17) 明治11年御巡幸石川県公報、石川県報告第30号、本
報告中の第一師範学校は富山、第二師範学校が石川
（金沢）とされているが、これは、第一師範学校が
石川（金沢）、第二師範学校が富山の間違いである。
なお、この報告書中の付図は従来十分明らかでな
かった3つの各師範学校の学校配置図と校舎見取
り図を含んでおり、特に「明治10年2月に新築落成
した」（石川県学務沿革略記、14頁）石川師範学校の
それを知る貴重な史料である。
- 18) 大久保英哲、明治期岩手県における近代学校体育の
受容過程に関する研究（その1）、盛岡大学紀要第6
号、1986年
- 19) 石川県教育史編纂委員会、石川県教育史、第1巻、
355頁。ただし百束誠助は明治9年石川県12等出仕
として啓明学校副校長に転じている（304頁）ので、
師範学校教員ではない。
- 20) 石川県立第一高等女学校同窓会誌「済美」、第16号、
大正7年、247頁
- 21) 体操伝習所卒業生の体育活動については、例えば、
拙論「体操伝習所卒業生原取造の岩手県における体
育活動について」、体育学研究、第32巻1号、昭和62
年。参照
- 22) 倉沢剛、小学校の歴史Ⅰ、10）と同じ、156—60頁
- 23) 学事巡視、文部省第十年報（明治15年）、47—48頁
- 24) 石川県年報、文部省第十一年報付録（明治16年）、510
丁
- 25) 能勢修一、明治体育史の研究、逍遙書院、昭和40年、
119頁
- 26) 中村民夫、明治期における体操教員資格制度の研究、

- 福島大学教育学部論集，第34号，1982年
- 27) 体操伝習所，文部省第十年報（明治15年），29丁
- 28) 伝習員規則，体操伝習所年報，文部省第十年報付録（明治15年），890丁
- 29) 伝習員規則，体操伝習所年報，文部省第十年報付録（明治15年），890丁，この授業時間は「体操伝習所規則・伝習員規則（明治17年）では「体操術を一周12時間，体育論を3時間，生理学を6時間」と変更されている。（筑波大学所蔵複写本，50—60頁）
- 30) 体操伝習所年報，文部省第十年報付録（明治15年），887丁
- 31) 体操伝習所年報，文部省第十年報付録（明治15年），887丁
- 32) 体操伝習所年報，文部省第十年報付録（明治15年），888丁
- 33) 体操伝習所年報，文部省第十年報付録（明治15年），888丁
- 34) 石川県年報，文部省第十年報付録（明治15年），551丁
- 35) 体操伝習所一覧（明治17年18年），52頁，（筑波大学所蔵複写本），に「卒業伝習員（明治15年7月卒業）・石川県派遣・和田権五郎・石川」とある。
- 36) 石川県尋常師範学校第四年報，明治23年，19頁「職員」に「助教諭・月俸25円・受持地理歴史博物体操・和田権五郎」とある。
- 37) 体操伝習所年報，文部省第十年報付録（明治15年），888丁
- 38) 石川県年報，文部省第十年報付録（明治15年），551丁
- 39) 石川県年報，文部省第十年報付録（明治15年），553丁
- 40) 体操伝習所，「授業の要旨」，体操伝習所規則（明治17年），9—10頁（筑波大学所蔵複写本）
- 41) 石川県学事報告第12号，明治17年，296—297頁
- 42) 石川県尋常師範学校第六年報，自明治25年4月至26年3月，17頁「本学年中退職又は他へ転職の者」欄に「助教諭・転退月日三月三十日・俸額20円・受持地理，歴史，博物，普通体操・和田権五郎」とある。
- 43) 東京師範学校年報，「小学師範学科取調員ノ事」，文部省第十一年報付録（明治16年），872—873丁
- 44) 東京師範学校年報，「小学師範学科取調員ノ事」，文部省第十一年報付録（明治16年），874丁
- 45) 体操伝習所一覧，明治17年，18年，「第四章学年及学期」（12頁）及び土師雙他郎略歴，（石川県立第一高等女学校同窓会誌「済美」，第17号，大正8年，247頁）の体操伝習所卒業日付による。
- 46) 石川県年報，文部省第十一年報付録（明治16年），512丁
- 47) 石川県年報，文部省第十二年報付録（明治17年），290丁
- 48) 「土師雙他郎略歴」，石川県立第一高等女学校同窓会誌「済美」，第17号，大正8年，247頁
- 49) 「嗚呼土師先生」，石川県立第一高等女学校同窓会誌「済美」，第34号，昭和13年，200頁
- 50) 石川県師範同窓会，石川県師範同窓会百年記念誌，昭和63年，100—173頁
- 51) 例えば石川県学事報告第5号（明治18年3・4月）19頁によれば，「石川県師範学校二等助教諭兼小学督業原政矩ハ四月一日ヨリ江沼郡各小学校ヲ巡回」している。
- 52) 石川県年報，文部省第十一年報付録（明治16年），512丁
- 53) 石川県年報，文部省第十一年報付録（明治16年），512丁
- 54) 拙論，近代学校体育創始期の小学校運動場実態について，体育学研究，第35巻1号，平成2年
- 55) 石川県年報，文部省第十二年報付録（明治17年），297丁
- 56) 石川県学務沿革略記，註12参照，52頁「是月（明治17年9月：筆者註）師範学校構内ニ体操室ヲ新築シテ専門学校ト供用シ且女生徒ノ体操ヲ実施ス」とあり，新築は17年9月と受け取れるが，石川県年報（註55）によれば，専門学校は「体操科ハ本年四月ヨリ之ヲ実施セリ」とのべ，体操場新設が4月であった可能性を示唆する。
- 57) 体操伝習所一覧（明治17年18年）55—57頁（筑波大学所蔵複写本），「卒業伝習員（明治十七年六月卒業）に，石川県派遣として四人の氏名が見える。
- 58) 石川県学事報告第4号（明治18年1，2月），51—53頁
- 59) 石川県学事報告第39号（明治23年11，12月），51—53頁，「本県小学校職員交名」
- 60) 石川県学事報告第4号（明治18年1，2月），54頁
- 61) 大場一義，体操伝習員及び修業員卒業生名簿No.2，未公刊，また，能勢修一，体操伝習所卒業生の体育活動，鳥取大学教育学部研究報告，教育科学，13—1，1963年
- 62) 体操伝習所第六年報，文部省第十二年報付録（明治

17年), 584丁
63) 古島敏雄・和歌森太郎・木村楚, 明治大正郷土史研

究法, 郷土史研究講座7, 28—29頁, 朝倉書店, 1970
年